

バードスタジアムおもてなし向上事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、バードスタジアムおもてなし向上事業補助金（以下「本補助金」という。）について、鳥取市補助金等交付規則（昭和42年鳥取市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、鳥取市営サッカー場バードスタジアムにおいてガイナレ鳥取のホームゲーム実施時にサポーターのおもてなしに関連する事業について補助することにより、当該スタジアムの利用促進と観客の満足度の向上を図ることを目的として交付する。

(補助対象者)

第3条 本補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、鳥取市営サッカー場バードスタジアムにおいてガイナレ鳥取のホームゲーム実施時にサポーターのおもてなしに関連する事業を行うものとする。

(補助対象事業)

第4条 本補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、鳥取市営サッカー場バードスタジアムで開催されるガイナレ鳥取のホームゲームにおけるサポーターのおもてなしに係る体制を整備する事業とする。

(補助対象経費)

第5条 本補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業の実施に要する経費とする。

(補助金の算定)

第6条 本補助金は、補助対象経費に3分の2を乗じて得た額以内で算定し、予算の範囲内で交付する。

(交付申請)

第7条 規則第4条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に定める書類は、バードスタジアムおもてなし向上事業補助金事業計画書及び収支予算書（様式第1号）によるものとする。

(承認を要しない変更)

第8条 規則第9条第1項の市長が別に定める変更は、次に掲げるもの以外の変更とする。

- (1) 本補助金の増額
- (2) 本補助金の2割を超える減額

(着手届を要しない場合)

第9条 本補助金の交付に係る事業は、規則第10条第1項第3号の市長が別に定める場合とし、同項に規定する着手届の提出を要しないものとする。

(実績報告書)

第10条 本補助金の実績報告は、本補助金の交付の対象となる年度内の事業が完了した日から起算して20日を経過する日又は交付決定の日の属する年度の翌年度の4月20日のいずれか早い日

までに行わなければならない。

- 2 規則第12条の報告書に添付すべき同条第1号及び第2号に定める書類は、バードスタジアムおもてなし向上事業補助金事業報告書及び収支決算書（様式第2号）によるものとする。

（財産の処分制限）

第11条 規則第16条ただし書の期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数に相当する期間（同令に定めのない財産については、市長が別に定める期間）とする。

- 2 規則第16条第4号の財産は、次のいずれかに該当するものとする。

- （1）取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び器具
- （2）その他交付目的を達成するため処分を制限する必要があるものとして市長が別に定めるもの

（収益納付）

第12条 本補助金の交付を受けた者は、本補助金の交付に係る事業により取得し、又は効用の増加した財産を処分したことにより収入があったときは、当該収入があった日から5日以内に、市長にその旨を報告しなければならない。

- 2 前項の場合において、市長がその全部又は一部に相当する額を市に納付するよう指示したときは、本補助金の交付を受けた者は、これに従わなければならない。

（委任）

第13条 この要綱に定めるもののほか、本補助金について必要な事項は、教育委員会事務局長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

バードスタジアムおもてなし向上事業補助金事業計画書及び収支予算書

1 事業の目的（補助を必要とする理由）

2 事業の内容

○整備予定品目（購入・賃貸予定項目）

規格	数量	金額	備考

3 収支予算

（収入の部）

科目	予算額（円）	適用（内訳）
補助金		
自己資金		
計		

(支出の部)

科 目	予算額 (円)	適 用 (内訳)
計		

バードスタジアムおもてなし向上事業補助金事業報告書及び収支決算書

1 事業の目的

2 事業内容

○整備品目（購入・賃貸項目）

規格	数量	金額	備考

3 収支決算

（収入の部）

科目	金額（円）	適用（内訳）
補助金		
自己資金		
計		

(支出の部)

科 目	金 額 (円)	適 用 (内訳)
計		

(添付書類)

○領収書の写し